

認定新規就農者制度で 早めの経営安定につなげよう!



主人公の野原拓人さんは、実家の農地を守ろうとUターンして就農することを決めました。相談をしていく中で、さまざまな制度があることを知ります。認定新規就農者制度は、新規就農者がさまざまな支援を受けられるようになる制度です。今回は、この制度について説明します。

対象はこちらの3パターン

① 青年 (原則18歳以上45歳未満)

② 特定の知識・技能を有する中高年齢者 (65歳未満)

③ ①、②の者が役員の過半数を占める農業法人

※農業経営を開始して一定の期間(5年)以内の者を含み、認定農業者を除く

再び相談会へ

ハウスメで考えてます。初期投資が必要なので新規就農者向けの事業が使えたら：

事業を使うならまずは「認定新規就農者」になる必要があるよ

青年等就農計画書を作成しそれを市町村長が認定すれば【認定新規就農者】になれるしさまざまな支援が受けられる

さっそく事業対象に当てはまるか確認してみよう

認定新規就農者になる主なメリット

- ・青年等就農資金(無利子融資)
- ・経営発展支援事業 ※
- ・経営開始資金 ※

※ 中高年は対象外

あとは、計画が市町村の基本構想に照らして適正であること

就農5年後の年間農業所得が他産業並みの250万円程度を確保できるように計画が必要だよ

計画ってどのくらいの規模で？

売り上げハウスメ導入農薬と肥料人件費：

農業または農業に関する事業、商工業その他の経営管理などに3年以上従事したことがある人などが該当するよ

野原さんは45歳未満だから①青年で問題ないよ!

②の特定の知識・技能とは？

僕がJAの臨時職員!?

いろんな研修先があるけど良かったらJAの臨時職員として農家さんで働いてみない?

作成に「つまずいたら」

一関市・各支所の農業経営指導員の元へ

普及センター職員

農業経営指導員

青年等就農計画の作成は基本的にご自分で作成いただくのだけど

分らないところはサポートもしますので頼ってくださいね

認定されるよう計画の作成頑張るぞーっ

その意気!あとは研修だね